

TOPIC 1 石綿事前調査の報告が義務化 小規模リフォームへの影響必至

4月1日から、石綿(アスベスト)の事前調査結果の報告制度がスタートした。

改正石綿障害予防規則により、施工業者は2021年4月から、建築物や工作物の解体・改修工事を行う際に、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿の使用の有無の事前調査を行うことが求められている。石綿含有が不明な場合には、検体を採取して分析を行う必要がある。

そして今年4月から、施工業者(元請け事業者)に、一定規模以上の工事の事前調査の結果を労働基準監督署に報告を行う義務が課せられた。さらに、環境省が所管する大気汚染防止法に基づき、地方公共団体にも報告を行う必要がある。

報告義務の対象は、解体部分の床面積が合計80㎡以上の解体工事、請負金額が税込100万円以上の改修工事など。改修工事については、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗

装や外壁補修などで、既存の躯体の一部の除去・切除・破砕・研磨・穿孔などを伴うものが含まれる。

アスベスト調査会社に調査を依頼する場合など、コス

トアップとなることも考えられ、特に小規模リフォームなどへ影響が出てくるのが懸念されている。

厚生労働省では、「石綿総合情報ポータルサイト」を開発し情報提供を行っている。また、「石綿事前調査結果報告システム」の運用を開始し、この石綿事前調査結果報告システムを活用し、事前調査の報告を電子申請で行うことを求めている。



厚生労働省は「石綿総合情報ポータルサイト」で情報提供を行っている

TOPIC 2 広がる木材利用促進協定、木造化の広がりには拍車

いわゆる「改正木促法」が施行されて半年が経つなか、法改正の大きなポイントである“一般建築も含めた木造化の推進”が着実に進みつつある。同法改正で新たに創設された制度の一つが「建築物木材利用促進協定」制度だ。これは国・地方公共団体と事業者などが協定を結んで、建築物における木材利用を促進するもの。

これによる協定が増えてきている。林野庁によると福井県経済団体連合会と福井県が締結した「ふくい県産材利用の推進に関する協定」を皮切りに、協定締結は10例に及んでいる。

協定の形態としては、国または地方公共団体と建築主が結ぶ「2者協定」、ここに林業・木材産業事業者や建設事業者などが加わる「3者協定」、都市における自治体と建築

主、そして山村における自治体と林業・木材産業事業者などが結ぶ「都市／山村連携型」などが想定されている。

これまでに締結された協定のほとんどは「2者協定」だが、「3者協定」の一つが野村ホールディングスとウイング、農林水産省による「地域材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」だ。野村不動産HDは今後5年間で建設予定の同グループの建築物において国産木材の活用を段階的に進め、期間内に1万㎡の国産木材を利用する。ウイングは供給体制を整え、一方、農林水産省は、両社に対して技術的助言や活用可能な補助事業などの情報提供を行う。

社会的なSDGsへの関心の高まり、脱炭素化の流れのなかで、今後、民間事業者による協定の締結はさらに加速していきそうだ。

今知りたい情報がここにある
住生活産業のための
情報プラットフォーム

Housing Tribune Online premium
ハウジングトリビューン オンライン プレミアム
https://htonline.sohjusha.co.jp/premium/